様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　２０２４年１０月７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えぬいーしーねくさそりゅーしょんずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社  （ふりがな）きのした　たかひこ  （法人の場合）代表者の氏名　　代表取締役 木下　孝彦  住所　〒１０５－８５４０  東京都港区芝３丁目２３－１  法人番号７０１０４０１０２２９２４  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・社長メッセージ  ・DXへの取り組み | | 公表日 | ２０２４年８月１日  同じ日付で公開 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | NECネクサソリューションズWebサイトに公開  <https://www.nec-nexs.com/company/message/>  社長メッセージ  ・第3段落-①  <https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/>  DXへの取り組み  ・小見出し「経営ビジョンとDX取り組みの背景」-②　　　（社長メッセージと同じ内容） ・小見出し「変革を実現するための戦略と取り組み」-③ | | 記載内容抜粋 | “ITサービスインテグレーター”として、「お客様の課題解決に貢献するソリューションを、より多くのお客様にサービス型でご提供できるサービス企業への変革」を掲げ、DXに取り組んでおり、お客様の課題解決と持続可能で安心・安全な社会の実現に貢献してまいります。  （以上①②）  変革実現のために、「お客様への提供価値の向上」、「生産性の向上」、「データドリブン経営」に取り組んでいます。そして、これらの私たちの取り組みをお客様にもDXソリューションとしてご提供していきます。  1.お客様への提供価値の向上への取り組み  お客様や市場の理解を深め、お客様の課題解決に貢献する提案、サービス提供により、ビジネスパートナーとして認めていただける存在を目指し、以下の３点に取り組  んでいます。  1)デジタルマーケティングの高度化とSFAの刷新  2)サービス創出とサービス提供基盤の継続的な強化  3)お客様のDXに貢献するDX人材の育成  2.生産性向上への取り組み  ICT、デジタル技術を活用することにより、従業員・パートナーの業務負荷を増やすことなく業務効率、業務品質を高めるべく、以下の３つの生産性向上に取り組んでいます。  1)営業生産性  2)ＳＩ・サービス生産性  3)間接業務生産性  3.データドリブン経営への取り組み  1)見える化  2)データソースの拡充と品質向上  3)データドリブン風土の醸成  （以上③） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会にて承認された中期経営計画（非公表）に基づき作成された内容になります。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・DXへの取り組み | | 公表日 | ２０２４年８月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | NECネクサソリューションズWebサイトに公開  <https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/>  DXへの取り組み  ・小見出し「変革を実現するための戦略と取り組み」  【各取り組みの概要】 | | 記載内容抜粋 | 1.お客様への提供価値の向上への取り組み  1）デジタルマーケティングの高度化とSFAの刷新  ・顧客情報管理サービスおよび各種データベースサービスの活用によるお客様・市場の理解の深化  ・お客様との接点にデジタル技術を活用し、より多くのお客様とのコンタクト実現  ・マーケティング情報やお客様への様々な活動情報、購買履歴やサービス利用状況などを組織横断の情報プラットフォームに集約し、サービス創出、効果的な提案、営業活動を支援するためにSFAを刷新  2)サービス創出とサービス提供基盤の継続的な強化  ・マーケティング情報などを踏まえた、お客様のビジネスに貢献するサービスの創出  ・多くのお客様にSaaSおよびシステム管理サービスを提供するためのサービス基盤の標準化、機能強化  3)お客様のDXに貢献するDX人材の育成  ・DX人材要件、スキルセットを定義、育成目標・計画を策定  ・自社およびNECグループの教育カリキュラム以外にも外部教育サービスを活用し、社員が好きな時間に自ら教材を選択し、学べる環境を提供  2.生産性向上への取り組み  1)営業生産性向上  ・デジタルマーケティングの高度化によるリード獲得 および顧客リテンション向上  ・SFA活用による商談管理の高度化と受注確度の向上  ・生成AI活用によるデジタルコンテンツおよび提案資料作成の効率化  2)ＳＩ・サービス生産性  ・AIおよび、ローコード・ノーコードツール、自動化ツール活用による設計・プログラム開発、システム構築、運用保守工数の削減と人為的ミスの削減  ・プロジェクト管理システムの刷新によるプロジェクト管理の省力化とプロジェクトコスト・納期・品質悪化予兆管理の強化  ・スマートグラス、タブレットを利用した現場DXによる工事施工、施工管理業務の効率化  3)間接業務生産性  ・各種クラウドサービス（SaaS）導入によるリモートワーク、働き方改革の推進  ・生成AI活用によるデスクトップ業務（デスクトップリサーチ、文書作成等）の効率化  ・レガシーシステムのモダナイゼーションによる業務対応アジリティ向上と当該システム保守コストの削減  ・BIツールや自動化ツール活用による予算見込管理、売上計上・請求業務、調達業務の事務工数の削減と人為的ミスの削減  ・業務システムへの自社開発デジタルアダプションツール「操作アシスト」実装による操作効率の向上と社内問い合わせ工数の削減  3.データドリブン経営への取り組み  1)見える化  ・既に利用可能なデータソースの統合やEUC活用環境改善  ・統合ダッシュボード（経営管理基盤）の構築  ・プロセスマイニング導入による高度な業務プロセスの見える化  2)データソースの拡充と品質向上  ・レガシーシステムのマイグレーション、刷新によるこれまで容易に抽出できなかったデータのオープン化  ・各種マスタ見直し（商品など）や入力段階からの運用改善によるデータ品質の向上  ・各種データソースを統合するデータ基盤構築によるデータ利活用の利便性向上  3)データドリブン風土の醸成  ・DX人材育成含めた社員のデータ利活用スキルの向上  ・データをビジネスに徹底的に活用し、データに基づく仮説立案・検証、意思決定を当たり前とする風土を醸成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会にて承認された中期経営計画（非公表）に基づき作成された内容になります。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | NECネクサソリューションズWebサイトに公開  <https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/>  DXへの取り組み  ・小見出し「変革の推進体制とDX人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | 1.DX推進会議  社内DXを推進するために、社内DX担当執行役員を議長とするDX推進会議を設置しました。社内の業務主管部門、システム主管部門および技術戦略推進部門が参画し、全社横断でDXを推進しています。  活動・進捗状況についてはDX推進会議より社内役員会議への報告経て、社内Webサイトにて公開を行います。  2.DX人材育成・確保  DX人材については、コンサルタント、アジャイルエンジニア、データサイエンティスト、クラウド系人材、生体認証・映像分析人材、サイバーセキュリティ人材を定義し、人材育成に取り組んでいます。  また、NECグループ会社およびパートナー会社とのアライアンスにより、人材確保に努めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | NECネクサソリューションズWebサイトに公開  <https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/>  DXへの取り組み  ・小見出し「ITシステム・デジタル活用環境整備」 | | 記載内容抜粋 | 当社は、NECグループのICT中期計画にもとづき、「ICTインフラ」と「業務アプリケーション」との両面からモダナイゼーションを進めています。  ICTインフラは、最新のクラウドサービスによるNECグループ共通化が完了しており、現在はNECグループの生成AIサービスを導入し、業務への利活用を進めています。（中略）業務アプリケーションは、基幹業務をNEC標準システムに置き換えています。  今後は、当社のサービス事業に関わる業務システムとDXのためのデータ基盤整備並びに情報系システムに投資ウエイトをシフトしていきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・DXへの取り組み | | 公表日 | ２０２４年８月１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | NECネクサソリューションズWebサイトに公開  <https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/>  DXへの取り組み  ・小見出し「DX推進の指標」 | | 記載内容抜粋 | 1.サービス企業への変革の指標  サービス型売上の伸長率（対前年度）  2.DX人材の育成  2025年度目標：350名（2022年度実績：100名）  3.生産性向上  2025年度目標：+20%(対2023年度実績)  1)営業生産性  一人当たり受注高（売上高）伸長率（対前年度）  2)ＳＩ・サービス生産性  時間当たり付加価値生産性伸長率（対前年度）  3)間接業務生産性  自動化・デジタル化業務数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年８月１日 | | 発信方法 | 代表取締役執行役員社長より当社のDXの取り組みについてNECネクサソリューションズWebサイト「DXへの取り組み」に発信、公開しています。  https://www.nec-nexs.com/company/activity/dx/  また、社内DX担当執行役員であるコーポレートスタッフ部門担当執行役員より、社内役員会議への報告を経て、社内Webサイト「社内DX推進ポータル」（社外非公開）にて発信しています。 | | 発信内容 | 当社は以下の事業環境認識の下、“ITサービスインテグレーター”として、「お客様の課題解決に貢献するソリューションを、より多くのお客様にサービス型でご提供できるサービス企業への変革」を掲げ、DXに取り組んでいます。 そしてお客様の課題解決と持続可能で安心・安全な社会の実現に貢献してまいります。   1. ICT（情報と通信の技術）とデジタル技術の進展により、クラウドコンピューティング、IoT（Internet of Things）、AIの活用が広く普及し、これらのメリットを享受するためにはデジタル化への取り組みは不可欠となっている。 2. 情報システムに対するお客様の意識は「所有から（サービス）利用」に大きく変わってきている。 3. 高度化、複雑化する様々な経営課題、社会課題の解決のためにはデジタル技術による変革（DX）が求められている。 4. 少子高齢化で、当社においても人手不足が顕在化し、より生産性を向上させるにはデジタル技術の利活用は不可欠である。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年１２月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年９月頃　～２０２４年７月頃 | | 実施内容 | NECグループでは「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」Ver3.0をベースに、ステークホルダーの皆さまに情報セキュリティに関する取り組みについてご理解いただくことを目的に、「情報セキュリティ報告書 2024」を公開しております。（NEC「情報セキュリティ報告書2024」参照　<https://jpn.nec.com/sustainability/ja/pdf/isr2024j.pdf>）  当社もNECグループにおける情報セキュリティ基盤の運用ルールにのっとり、「情報セキュリティ管理責任者/推進者」を設置してサイバーセキュリティ対策を推進しています。  「情報セキュリティサーベイ」   * 重要情報管理点検は、2020年7月に施行された「企業秘密管理規程」に基づき、最高機密事項、および極秘事項における各事業部の管理状況を確認し、それらに関して社員に「気づき」を与え、また対象施策の周知度、実施状況の「傾向分析」を把握し、NECグループの情報セキュリティの維持・向上につなげていました。 * 周知度の高まりと運用の定着により、今後は各事業部門での管理にシフトするため、2024年度からは、Three Lines Modelを適用し、セキュリティアウェアネスを意識した情報セキュリティサーベイに変更しています。2024年度の実施結果は集計中です。   「情報セキュリティ監査」   * 監査部門が中心となり、重要情報の取り扱いなどの情報セキュリティマネジメントや個人情報保護に関する監査を年次で実施しています。ISO/IEC27001やJISQ15001に照らし、各組織の状況を監査します。 * また、当社独自にISMS認証とプライバシーマーク付与認定を受けております。   （NECネクサソリューションズWebサイト 許認可資格参照　<https://www.nec-nexs.com/company/license/>） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。